

令和4年度第1回 本庄市交通政策協議会 次第

日 時：令和4年5月30日（月）
午後1時30分～（午後3時終了予定）
場 所：本庄市役所（6階）大会議室

1. 開 会

2. 委嘱状交付

3. 挨拶

4. 顧問及び監査委員の選任

5. 報告事項

(1) デマンド交通及びシャトル便の利用状況の推移

報告事項

6. 議 事

(1) 令和3年度 事業報告及び歳入歳出決算について

資料1

(2) 令和4年度 事業計画（案）及び歳入歳出予算（案）について

資料2

(3) 令和5年度 生活交通確保維持改善計画（案）について

資料3

(4) はにぼんシャトルの運行見直しについて

資料4

7. その他

(1) 地域公共交通計画の策定について

参考資料

8. 閉 会

令和4年度本庄市交通政策協議会委員名簿

第3条関係	選出区分	職名	氏名
1号委員	本庄市長又はその指名する者	本庄市副市長	山下部 勝
2号委員	一般乗合旅客自動車運送事業者	朝日自動車(株) 運輸部 課次長	富川 浩光
		十王自動車(株) 代表取締役 専務	石倉 実希雄
	一般乗合旅客自動車運送事業者が組織する団体	一般社団法人埼玉県バス協会 専務理事	関根 肇
3号委員	一般貸切旅客自動車運送事業者	本庄観光(株) 代表取締役	山田 三二
		武蔵観光(株) 総務部長	家内 知宣
4号委員	一般乗用旅客自動車運送事業者が組織する団体	本庄地区タクシー協議会 会長	神宮 つぐよ
		一般社団法人埼玉県乗用自動車協会 専務理事	高原 昭
5号委員	一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者	朝日自動車労働組合 執行委員長	飯塚 光弘
6号委員	住民又は利用者の代表	共栄(本庄)自治会長	黒澤 一雄
		本庄市老人クラブ連合会 副会長	柳田 信
		本庄商工会議所 専務理事	田中 一成
		児玉商工会 会長	江原 貞治
		本庄市身体障害者福祉会 会長	種村 朋文
7号委員	本庄警察署長又はその指名する者	本庄警察署交通課 課長	笹原 久雄
8号委員	児玉警察署長又はその指名する者	児玉警察署交通課 課長	金子 昇
9号委員	国又は県の交通政策行政の経験及び知識を有する者	埼玉県企画財政部交通政策課 主査	西野 利彦
10号委員	関東運輸局埼玉運輸支局長 又はその指名する者	国土交通省関東運輸局埼玉運輸支局 首席運輸企画専門官	小川 ゆかり
11号委員	国又は県の都市計画行政の経験及び知識を有する者	国土交通省関東地方整備局建政部 都市調整官	大関 弘之
12号委員	道路管理者(国道)	国土交通省大宮国道事務所 所長	阿部 俊彦
	道路管理者(県道)	埼玉県本庄県土整備事務所 道路部長	岡本 史靖
13号委員	学識経験を有する者その他協議会が必要と認める者	早稲田大学 名誉教授	浅野 光行
		本庄市議会 議員	林 富司

○本庄市交通政策協議会設置要綱

平成24年1月20日

告示第17号の2

改正 平成28年5月31日告示第200号

令和4年3月25日告示第100号

(設置)

第1条 市内の交通の実態について調査及び研究を行い、本市の交通政策のあり方を協議することにより、住民の利便性及び生活環境の向上に寄与するため、本庄市交通政策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会は、市内の公共交通のあり方についての協議を行うため、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第9条の2に規定する地域公共交通会議及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項に規定する協議会を兼ねるものとする。

(業務)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 総合的な交通政策の検討及び推進に必要と認められる事項に関すること。
- (2) 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日国総計第97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号及び国空環第103号）第2条第1項第1号に規定する生活交通確保維持改善計画（以下「生活交通確保維持改善計画」という。）の策定及び変更に係る協議に関すること。
- (3) 生活交通確保維持改善計画に位置付けられた事業の実施の調整に関すること。
- (4) 地域の実情に応じた適切な交通手段の態様及び運賃、料金等の検討に関すること。
- (5) 地域公共交通計画の作成及び変更に関する協議に関すること。
- (6) 地域公共交通計画の実施に関する協議に関すること。
- (7) 地域公共交通計画に位置付けられた事業の実施に関すること。

(8) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと。

(委員)

第3条 協議会は、委員24人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 市長又はその指名する者

(2) 一般乗合旅客自動車運送事業者及びその組織する団体の代表者

(3) 一般貸切旅客自動車運送事業者

(4) 一般乗用旅客自動車運送事業者が組織する団体の代表者

(5) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者

(6) 住民又は利用者の代表

(7) 本庄警察署長又はその指名する者

(8) 児玉警察署長又はその指名する者

(9) 国又は県の交通政策行政の経験及び知識を有する者

(10) 国土交通省関東運輸局埼玉運輸支局長又はその指名する者

(11) 国又は県の都市計画行政の経験及び知識を有する者

(12) 道路管理者

(13) 学識経験を有する者その他協議会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、市長が委嘱、又は任命した日から当該日の属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役職)

第5条 協議会に会長及び顧問を1人ずつ置き、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

(1) 会長 第3条第2項第1号の者

(2) 顧問 第3条第2項第13号の者のうちから会長が選任するもの

2 会長は、協議会の会務を総括し、協議会を代表する。

3 顧問は、協議会における協議事項に対し、指導又は助言を行う。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。ただし、書面により代理者に権限の委任がある場合には、代理者を出席委員とみなす。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

5 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる場合は、非公開とする。

(協議結果の尊重義務)

第7条 会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(幹事会)

第8条 協議会に提案する事項について協議又は調整を行うため、必要に応じ協議会に幹事会を置くことができる。

2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第9条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局に事務局長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第10条 協議会の運営に要する経費は、補助金、交付金その他の収入をもって充てる。

(監査)

第11条 協議会に監査委員を2人置き、会長が指名する委員をもって充てる。

2 監査委員は、協議会の出納の監査を行い、その結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第12条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第13条 協議会が解散した場合は、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

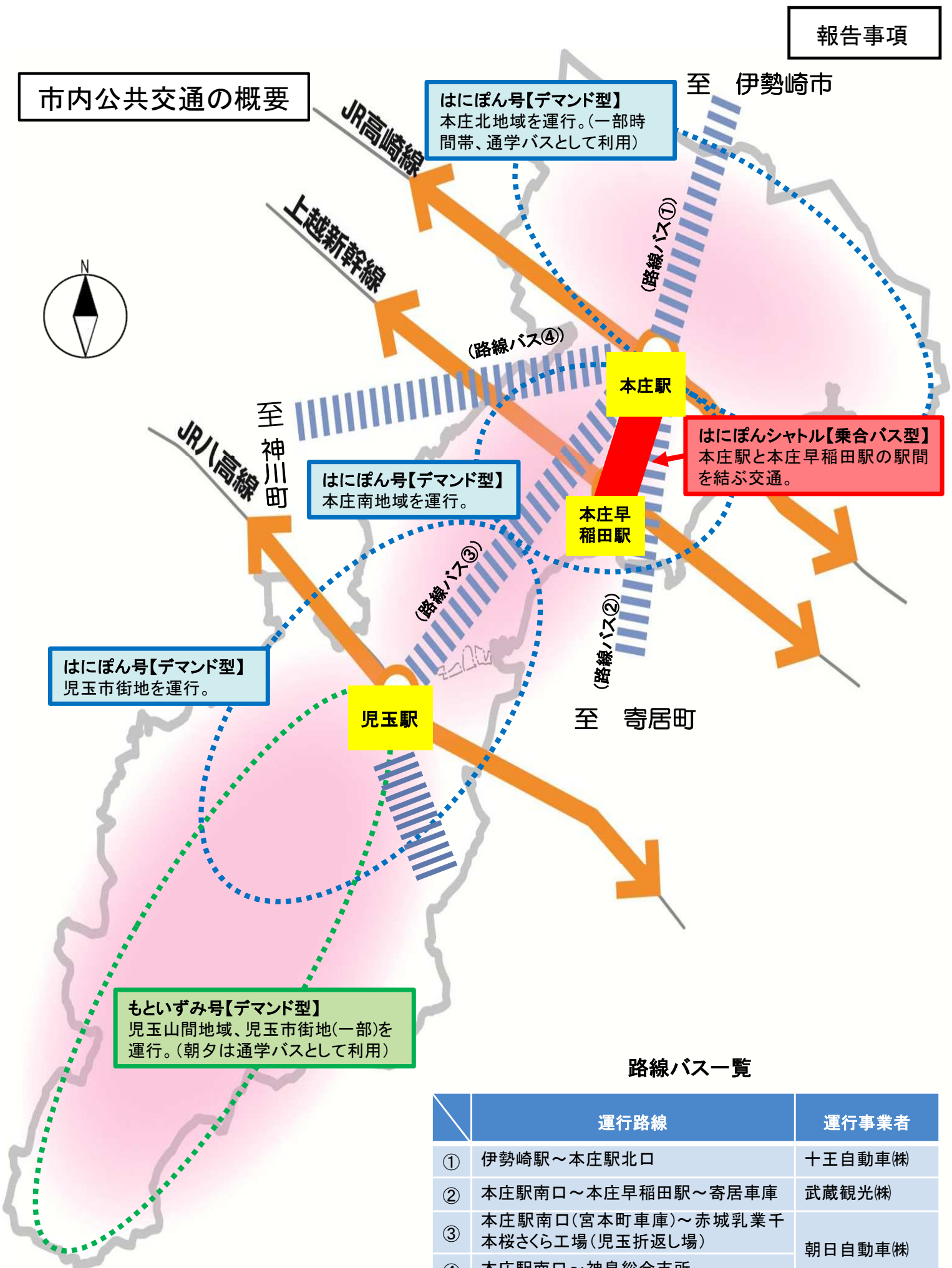
附 則 (平成28年5月31日告示第200号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (令和4年3月25日告示第100号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

市内公共交通の概要

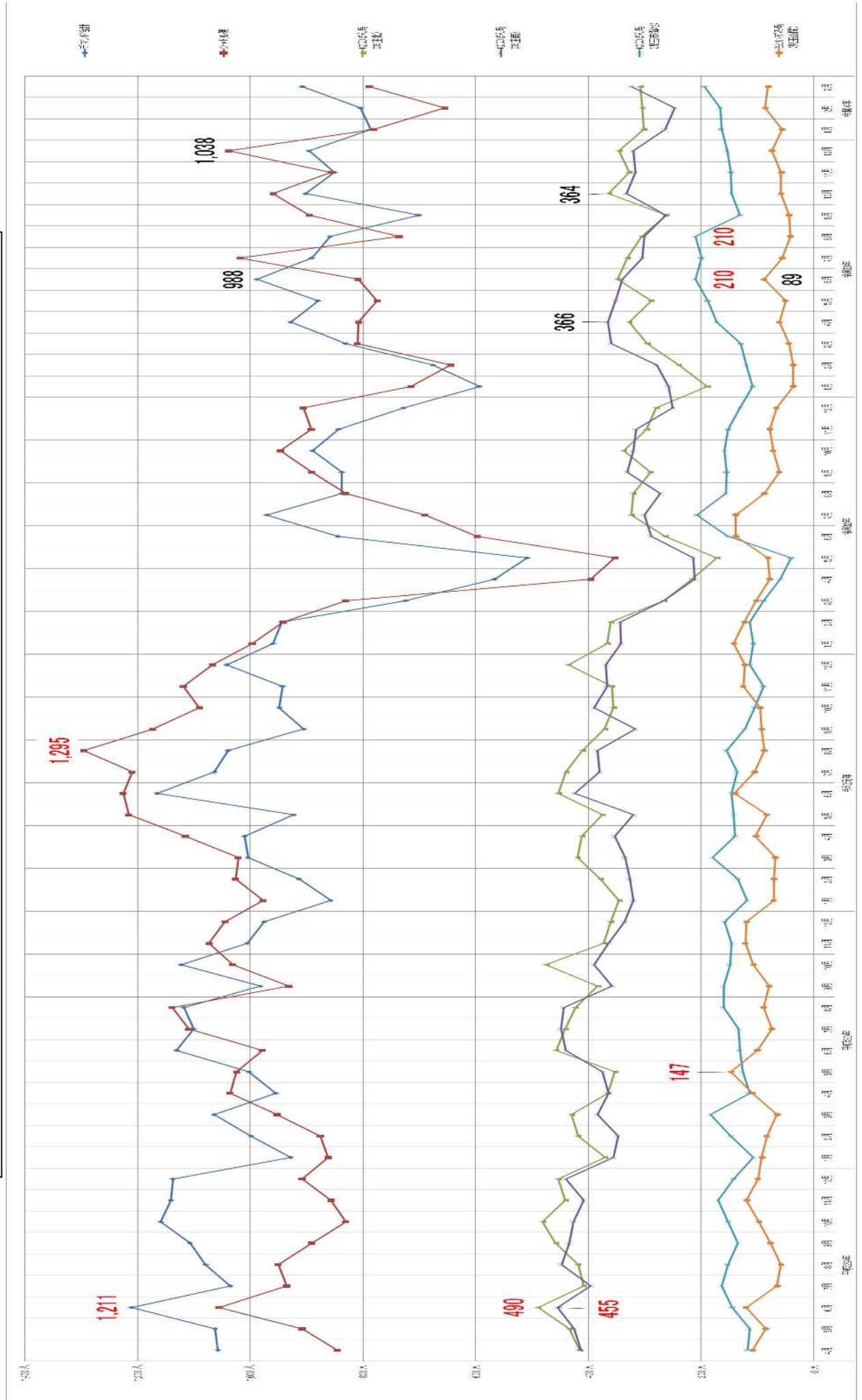


路線バス一覧

	運行路線	運行事業者
①	伊勢崎駅～本庄駅北口	十王自動車(株)
②	本庄駅南口～本庄早稲田駅～寄居車庫	武蔵観光(株)
③	本庄駅南口(宮本町車庫)～赤城乳業千本桜さくら工場(児玉折返し場)	朝日自動車(株)
④	本庄駅南口～神泉総合支所	

デマンド交通 (はにぽん号・もといずみ号)・シヤトル便 利用状況

(直近5年の状況)



デマンド交通・シヤトル便 利用者数

①デマンド交通(はにぼん号・もといずみ号) 利用者数

運行日数	令和3年												令和4年			合計	参考 (R2年度)	前年比
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月						
	25日	23日	26日	25日	25日	24日	26日	24日	24日	22日	22日	26日						
はにぼん号 (本庄北)	328	289	349	331	306	262	364	328	346	302	305	308	3,818	293日	18.3%			
1日平均	13.1	12.6	13.4	13.2	12.2	10.9	14.0	13.7	14.4	13.7	13.9	11.8	13.1	11.0	18.9%			
はにぼん号 (本庄南)	366	352	340	304	301	263	333	317	321	264	247	324	3,732	3,402	9.7%			
1日平均	14.6	15.3	13.1	12.2	12.0	11.0	12.8	13.2	13.4	12.0	11.2	12.5	12.8	11.6	10.2%			
はにぼん号 (児玉市街地)	172	188	210	199	210	131	146	147	154	164	166	194	2,081	1,572	32.4%			
1日平均	6.9	8.2	8.1	8.0	8.4	5.5	5.6	6.1	6.4	7.5	7.5	7.5	7.1	5.4	32.0%			
もといずみ号 (児玉山間)	62	51	89	57	42	45	59	59	75	57	87	82	765	928	-17.6%			
1日平均	2.5	2.2	3.4	2.3	1.7	1.9	2.3	2.5	3.1	2.6	4.0	3.2	2.6	3.2	-18.1%			
市内合計	928	880	988	891	859	701	902	851	896	787	805	908	10,396	9,129	13.9%			
1日平均	37.1	38.3	38.0	35.6	34.4	29.2	34.7	35.5	37.3	35.8	36.6	34.9	35.6	31.2	14.1%			

(単位:人)

②シヤトル便(はにぼんシヤトル) 利用者数

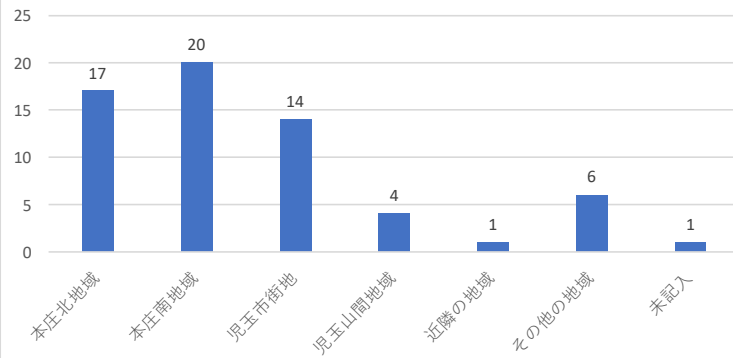
運行日数	令和3年												令和4年			合計	参考 (R2年度)	前年比
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月						
	30日	31日	30日	31日	31日	30日	31日	30日	31日	31日	28日	31日						
シヤトル便	808	775	809	1,018	736	895	959	857	1,038	781	655	789	10,120	8,671	16.7%			
1日平均	26.9	25.0	27.0	32.8	23.7	29.8	30.9	28.6	33.5	25.2	23.4	25.5	27.7	23.8	16.5%			

はにぼん号・もといずみ号
利用者アンケート結果（全体）

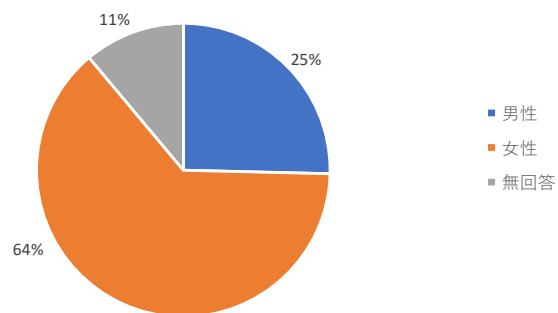
アンケート期間：令和3年12月～
令和4年3月

回答者：63人

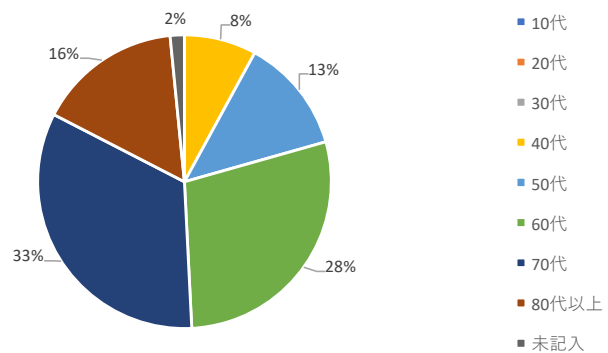
1-1 住まい



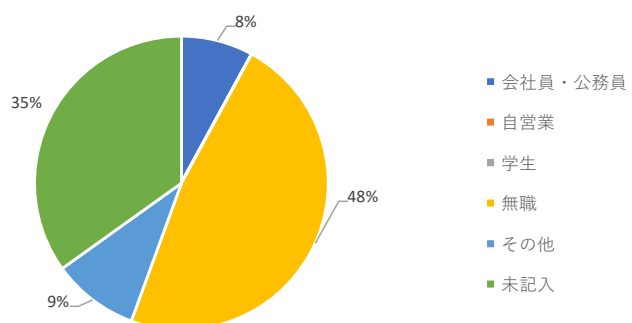
1-2 性別



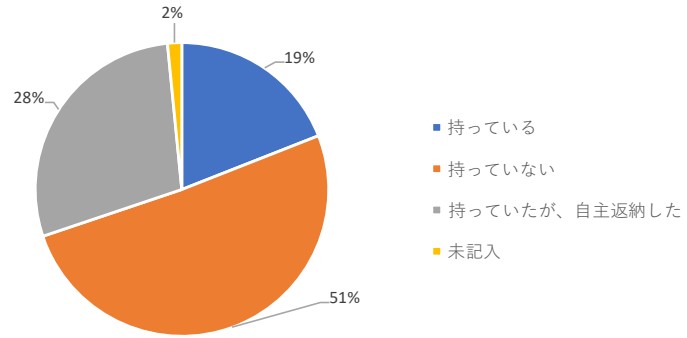
1-3 年齢



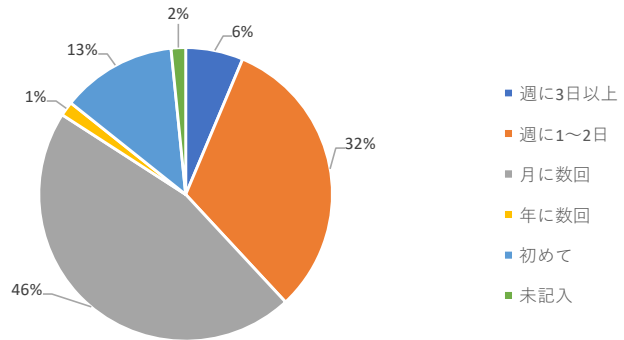
1-4 職業



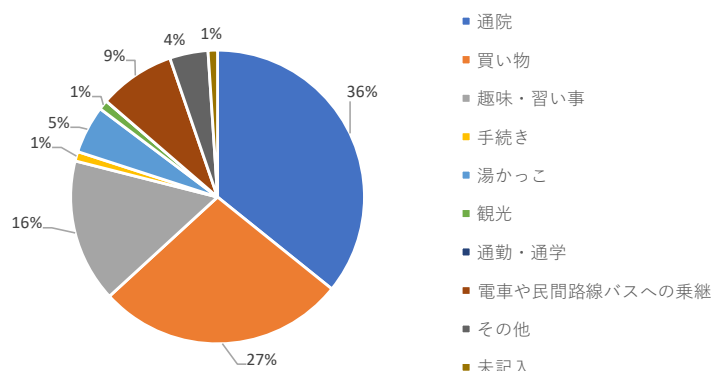
1 - 5 運転免許証



2 利用頻度



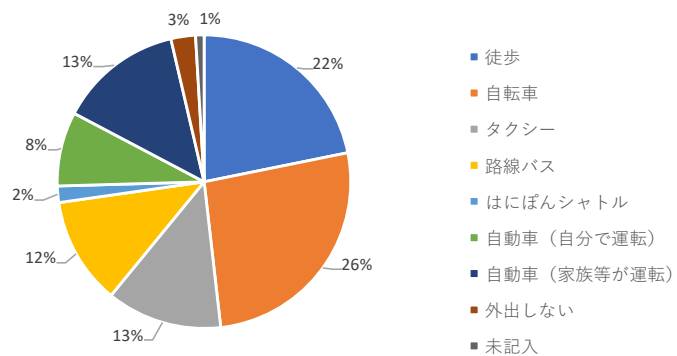
3 利用目的



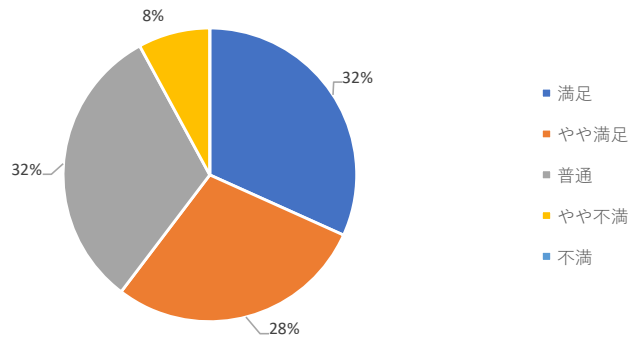
「その他」の内容

- ・団体の集まり
- ・市役所
- ・保健センター
- ・カラオケ
- ・知り合いに会う

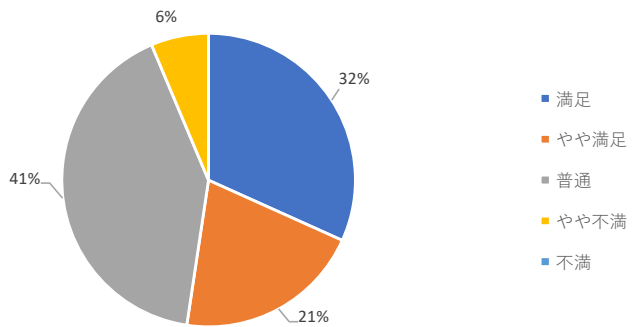
4 デマンド以外に普段利用する交通手段



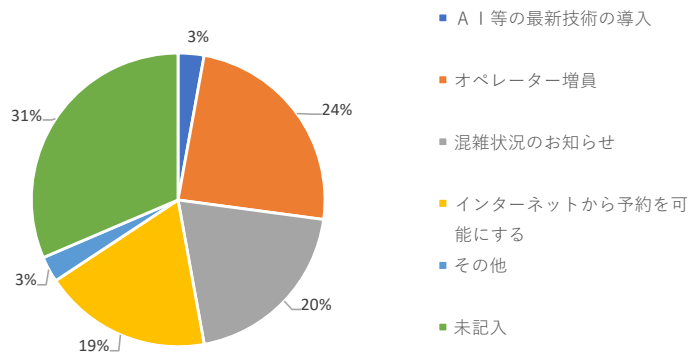
5 運行時間・運行区域などの使い勝手



6 予約方法や予約センターの対応

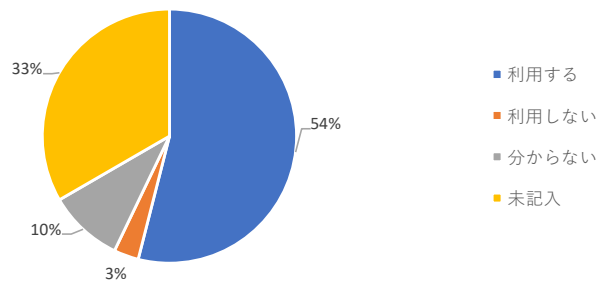


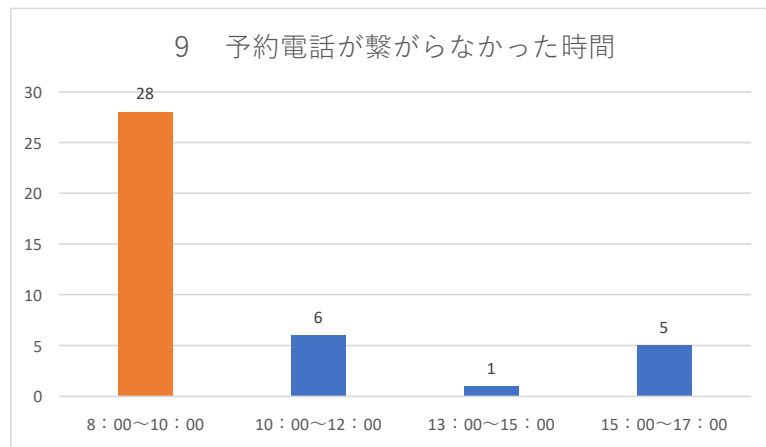
7 予約について優先順位が高いと思うこと



「その他」の内容
・今のままで良い

8 予約について選択したものが導入された場合 利用したいか





10 不満点、ご意見等

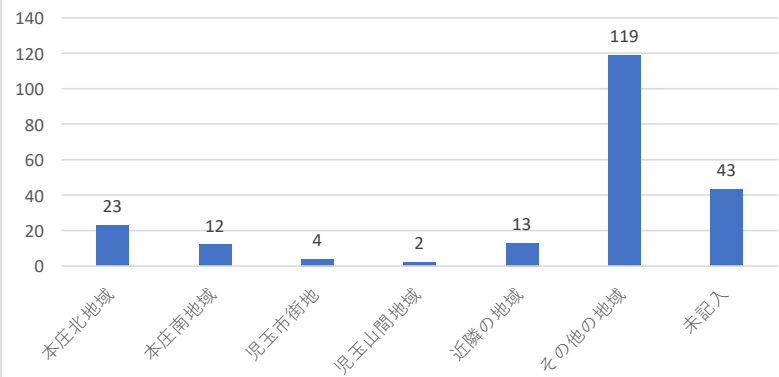
- ・料金も安いし時間も正確に来てくれるのでとても助かっています。今後も利用していきたいと思っています。よろしく願い致します。
- ・予約の件8:00～8:40ほとんど繋がらない。
- ・運転なさる方々大変親切で挨拶がすばらしい方がいらっしゃる。感謝しています。
- ・安くすれば多く利用する方が増えると思う。
- ・いつもお世話になっています。今後も宜しく願い致します。
- ・いつも助かっています。
- ・本庄エリアでの乗継ぐ際、うまく乗継ぐことができないときがある。(時間の都合で)
- ・本庄エリアは全て行けるようにしていただけたら助かります。
- ・このアンケートの主催は都市計画課なのか朝日バスなのか無記入です。
- ・乗継が不便。新しくできたヤマダ電機にバス停を作ってほしい。
- ・不満はありません。ドライバーさんもオペレーターさんもとても満足しています。
- ・いつもありがとうございます。
- ・たにかわ眼科に停留所を置いて下さい。お世話様になります。ありがとうございます。
- ・移動したやましろやに停留所を置いてほしい。
- ・南と北の区域をなくしてほしい。電話がつながりにくい。
- ・新やましろや、たにかわ眼科などバス停を置いてほしい。
- ・電話をかける時もいつも話中になっている。
- ・とても助かっています。ありがとうございます
- ・初めて利用しましたが便利ですね。
- ・やましろやに停留所がほしい。
- ・たにかわ眼科とやましろやにバス停があると助かります。
- ・受付の女性がすごく声がやさしくて感じがいい。
- ・湯かっこ行くのに利用させてもらっています。
- ・いつも運転手さんが親切で助かります。
- ・マスクをせずに乗る人がいるので、その人が乗るときは乗りたくない。
- ・いつもありがとうございます。
- ・運行時間が17:00までで帰りの予約が取れない。
- ・他の地域では登録制なのに対して誰でも利用できて助かります。
- ・午前中の8:00～10:00までの予約がとりにくい。
- ・病院へ行くために早めの時間がとりにくい。

はにぼんシャトル
利用者アンケート結果

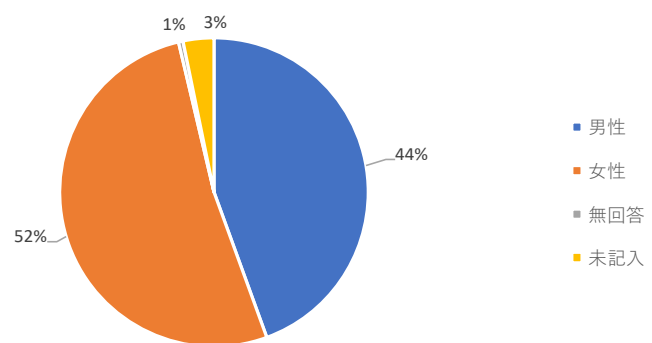
アンケート期間：令和3年12月～
令和4年2月

回答者数：216

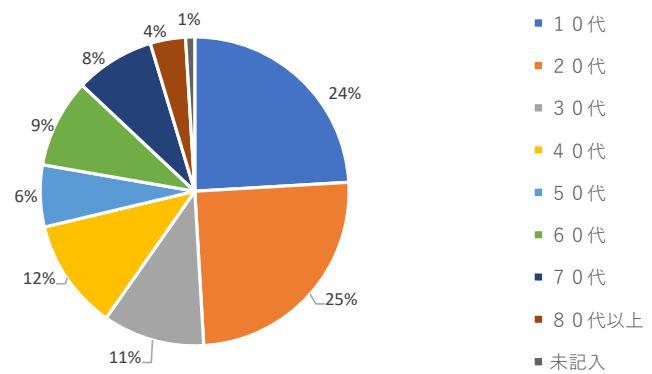
1-1 住まい



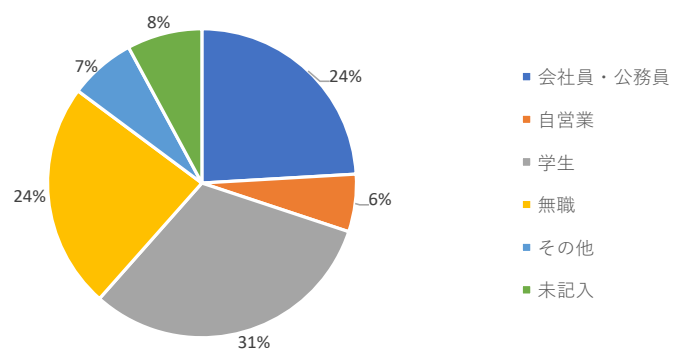
1-2 性別



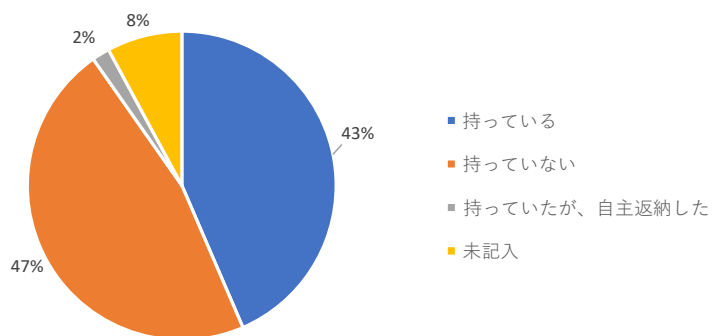
1-3 年齢



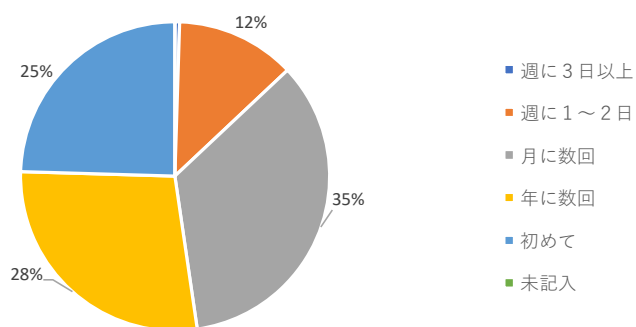
1-4 職業



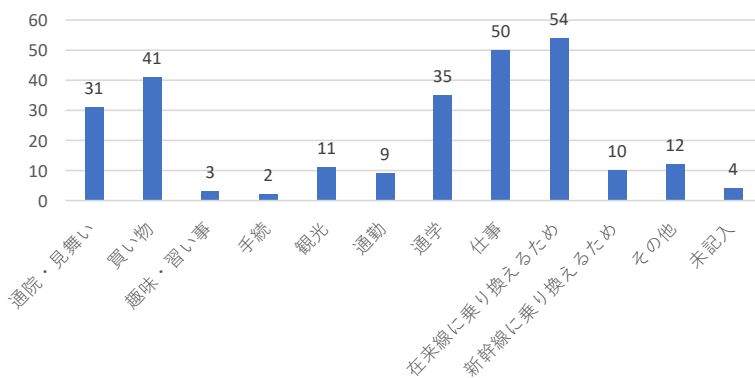
1 - 5 運転免許証



2 利用頻度



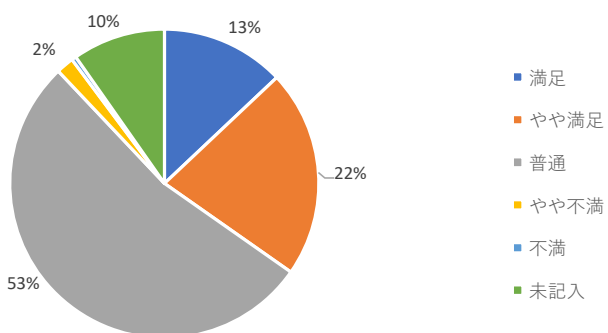
3 利用目的



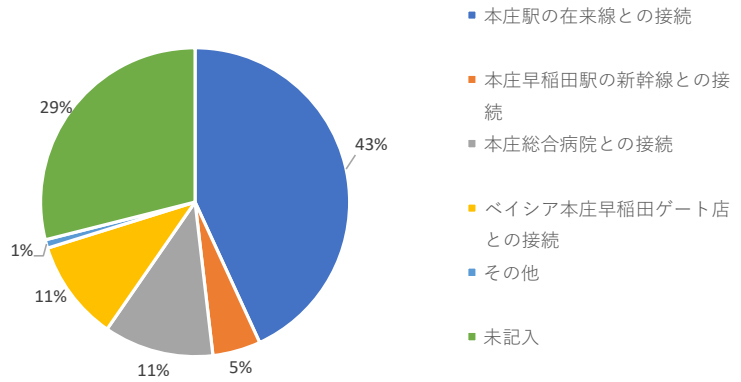
「その他」の内容

- ・早稲田本庄高等学院見学のため
- ・新幹線駅見物
- ・学校見学
- ・課外活動
- ・大学施設

4 運行時間や運行区域などの使い勝手

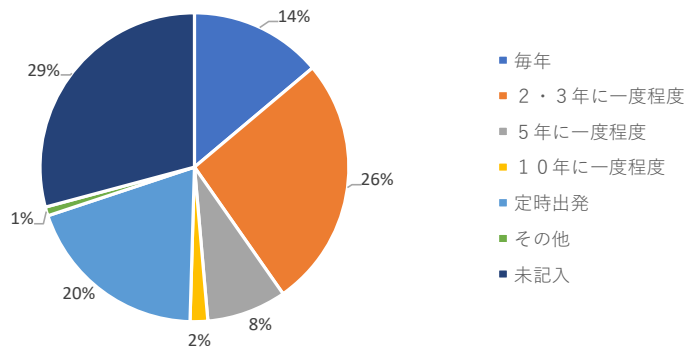


5 運行時間について優先順位が高いもの



「その他」の内容
・他のバスとの接続

6 運行時間の見直しの頻度



「その他」の内容
・在来線に合わせてほしい

7 不満点、ご意見等

- ・ICカードができれば良いと思う。
- ・13時または12時30分頃本庄駅発があると便利
- ・もう少し本数を増やしてほしい。
- ・お世話になりました。
- ・今までありがとうございました。
- ・本数を増やしてほしい。
- ・ありがとうございます。
- ・高崎線のダイヤ改正に合わせて数分程度の改正をしてほしい。
- ・12時台の増発
- ・いつもお世話になっています。ありがとうございます。
- ・もう少し回数が多いと助かります。
- ・初めてで小銭を用意しておらず両替してもらった。PASMOが使えると良い。

令和3年度 デマンド電話予約 お断り数とキャンセル数

令和3年4月～令和4年3月までのキャンセル等を集計したものの

	当日												1週間前～前日																			
	8:00～10:00			10:00～12:00			13:00～15:00			15:00～17:00			8:00～10:00			10:00～12:00			13:00～15:00			15:00～17:00										
	▼	▽	×	▼	▽	×	▼	▽	×	▼	▽	×	▼	▽	×	▼	▽	×	▼	▽	×	▼	▽	×								
本庄北地域	16	57	53	9	13	109	171	13	4	95	104	15	4	82	65	3	0	65	122	147	0	116	150	123	0	102	62	81	0	68	31	24
本庄南地域	13	33	68	8	13	118	238	17	6	99	112	5	8	88	108	2	0	72	137	150	0	121	142	100	0	94	50	44	0	100	42	28
児玉市街地	7	24	12	0	5	45	26	3	2	31	16	3	5	76	26	9	0	58	3	21	0	79	15	12	0	48	5	8	0	131	7	9
児玉山間地域	1	4	1	0	1	8	0	0	0	9	0	0	3	8	0	0	0	1	0	1	0	6	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0

▼ キャンセル（連絡無し）

▽ キャンセル（連絡有り）

× 混雑のため希望の時間が取れず、断念した

△ 混雑のため希望の時間が取れず、時間を変更して予約した

令和3年度 本庄市交通政策協議会 事業報告

令和3年	4月5日(月)	デマンド交通停留所「市民体育館」名称変更 (新名称「勤労青少年ホーム」)
	5月28日(金) 書面協議	令和3年度第1回 本庄市交通政策協議会 <u>報告事項</u> ・利用状況の推移 ・デマンド交通・シャトル便に対するアンケート結果 ・デマンド交通予約のお断りとキャンセル件数 ・地域公共交通計画の作成について <u>議 事</u> ・令和2年度 事業報告及び歳入歳出決算について ・令和3年度 事業計画(案)及び歳入歳出予算(案)について ・令和4年度 生活交通確保維持改善計画(案)について ・デマンド交通・シャトル便における障害者割引運賃・料金による乗車時の本人確認について
	9月1日(水)	バス路線(伊勢崎駅～本庄駅北口～本庄早稲田駅北口線)一部路線廃止
	11月1日(月)	デマンド交通・シャトル便における障害者手帳アプリ「ミライロID」の導入
	12月～	○はにぼん号・もといずみ号利用者アンケート(～3月) ○はにぼんシャトル利用者アンケート(～2月)
令和4年	1月6日(木) 書面協議	令和3年度第2回 本庄市交通政策協議会 <u>協議事項</u> ・令和3年度 生活交通確保維持改善計画事業評価について ・本庄市交通政策協議会設置要綱の一部改正について
	2月17日(木) 書面協議	令和3年度第3回 本庄市交通政策協議会 <u>協議事項</u> ・令和4年度 生活交通確保維持改善計画の変更(案)について

令和3年度 本庄市交通政策協議会 歳入歳出決算報告

1 歳入

単位：円

款	項	目	予算額	収入済額	比較	説明
1	補助金	1 補助金	0	0	0	
2	交付金	1 交付金	182,000	182,000	0	本庄市交付金
3	繰越金	1 繰越金	0	0	0	
4	諸収入	1 雑入	1,000	0	▲ 1,000	預金利子
合 計			183,000	182,000	▲ 1,000	

2 歳出

単位：円

款	項	目	予算額	支出済額	不用額	説明
1	事務費	1 会議費	83,000	54,000	29,000	・顧問謝金
		2 事務費	100,000	31,864	68,136	・需用費 ・役務費
合 計			183,000	85,864	97,136	

収入済額	182,000
支出済額	85,864
差引残額	96,136
市への返戻額	96,136
差引残高	0

会計監査報告

令和3年度 本庄市交通政策協議会
歳入歳出決算について、関係諸帳簿及び
証拠書類に基づき監査を実施したところ、
計数的に正確であり、内容も適正である
ことを認めます。

令和 4 年 5 月 18 日

監査委員 田中一成 

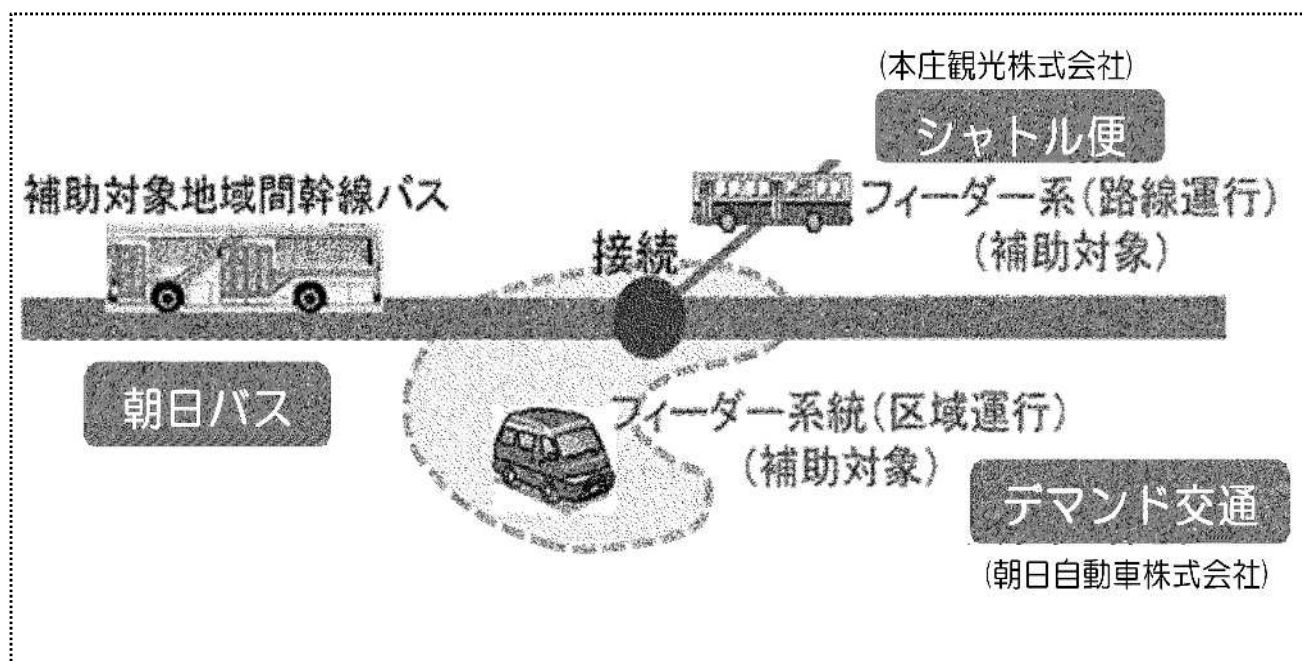
監査委員 林 富司 

令和 4 年度 本庄市交通政策協議会 事業計画 (案)

1. 生活交通確保維持改善計画の策定及び事業評価

○地域内フィーダー計画（デマンド交通、シャトル便／下図参照）の策定。

【対象期間：令和 5～7 年度】 ⇒ 本日の議事（3）



*フィーダーバス…幹線バスに接続して支線の役割をもって運行されるバス

○令和 4 年度計画【運行期間：令和 3 年 10 月 1 日～令和 4 年 9 月 30 日、現在運行中の計画】の事業評価の実施。

2. 運行方法等の改善・見直しの実施

3. 協議会スケジュール

○令和 4 年 5 月 30 日（令和 4 年度第 1 回協議会）

○令和 5 年 1 月上旬（令和 4 年度計画の事業評価を実施予定）

※ 上記スケジュールに限らず、本庄市地域公共交通計画の策定に向けた会議を必要に応じて開催します（年 4 回程度）。

令和4年度 本庄市交通政策協議会 歳入歳出予算（案）

1 歳入

単位：円

款	項	目	予算額	説明
1	補助金	1 補助金	0	
2	交付金	1 交付金	182,000	・本庄市交付金
3	繰越金	1 繰越金	0	
4	諸収入	1 雑入	1,000	・預金利子
合 計			183,000	

2 歳出

単位：円

款	項	目	予算額	説明
1	1 会議費	1 会議費	83,000	・会議開催費用
	2 事務費	1 事務費	100,000	・事務用品購入 ・切手代 ・PR物品の購入
合 計			183,000	

生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画を含む）

令和 4 年 5 月 3 0 日

本庄市交通政策協議会

生活交通確保維持改善計画の名称			
令和 5 年度生活交通確保維持改善計画			
1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性			
【目的】 本庄市総合交通計画に基づき、市内公共交通ネットワークを充実させることで交通不便地域を解消し、また、高齢者等の交通弱者の移動手段を確保することを目的とし、地域公共交通確保維持改善事業に取り組む。			
【必要性】 本市の市内公共交通ネットワークを充実させるためには、基軸となる路線バスに接続するフィーダー系統の運行が必要である。フィーダー系統の運行により、公共交通を乗り継ぐことで市内を快適に移動することが可能になる。			
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果			
(1) 事業の目標			
①利用実績値の向上			
	現 状 (R3.4～R4.3)		向こう3カ年の目標値
本庄シャトル便	10,120 人/年 27.7 人/日 (365 日)	⇒	16,000 人/年
デマンド交通 (4 区域計)	10,396 人/年 35.6 人/日 (292 日)	⇒	13,000 人/年
地域間幹線系統*	355,191 人/年 (前年度比: 約 14.6%増)	⇒	前年度対比で増加
※「本庄駅南口(宮本町車庫)～児玉折返し場～赤城乳業千本さくら工場」 「本庄駅南口～神泉総合支所」			
②運行サービスに対する利用者満足度の向上			
	現 状*		向こう3カ年の目標値
本庄シャトル便	満 足: 35% 普 通: 53% 不満足: 2%	⇒	満 足: 85%以上 不満足: 現状より減少
デマンド交通	満 足: 60% 普 通: 32% 不満足: 8%	⇒	満 足: 85%以上 不満足: 現状より減少
※現状の数値は利用者アンケート調査の結果に拠る。 ※利用者アンケート調査では、満足度を問う項目において未回答者あり。			
(2) 事業の効果			
デマンド交通の運行により、交通不便地域の解消が図れ、高齢者等の交通弱者の移動手段が確保される。また、既存路線バス、本庄シャトル便及びデマンド交通相互の乗り継ぎにより、公共交通での市内移動が快適に行えるネットワークが形成される。			
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体			
【事業】 ・市のイベントなどを利用してデマンド交通及び本庄シャトル便の利用方法等について説明やPRを行い利用促進を図る。			
【実施主体】本庄市			

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者
別添の表1のとおり。
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者
本庄市から運行事業者への補助金については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。
6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称
・本庄観光株式会社 ・朝日自動車株式会社
7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法 【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】
※補助対象事業者が協議会ではないので記載せず
8. 別表1の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
※地域内フィーダー系統確保維持関係のため、記載せず。
9. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
※地域内フィーダー系統確保維持関係のため、記載せず。
10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
※地域内フィーダー系統確保維持関係のため、記載せず。
11. 外客来訪促進計画との整合性 【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】
※外客来訪促進計画の策定なし。
12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
別添の表5のとおり。
13. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※車両を取得しないので記載せず。
14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※車両を取得しないので記載せず。
(2) 事業の効果
※車両を取得しないので記載せず。

15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の負担者【 <u>車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】
※車両を取得しないので記載せず。
16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【 <u>公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】
※車両を取得しないので記載せず。
17. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【 <u>貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】
※貨客混載を導入しないので記載せず。
18. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【 <u>貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】
（1）事業の目標
※貨客混載を導入しないので記載せず。
（2）事業の効果
※貨客混載を導入しないので記載せず。
19. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【 <u>貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】
※貨客混載を導入しないので記載せず。
20. 協議会の開催状況と主な議論
<ul style="list-style-type: none"> ・平成 25 年 2 月、協議会において「本庄市総合交通計画」について合意。 ・平成 25 年 4 月、協議会において運賃制度、乗降ポイント設置基準、デマンド交通運行区域、本庄シャトル便路線について合意。 ・平成 25 年 6 月、協議会において生活交通ネットワーク計画を承認。 ・平成 26 年 5 月、協議会において生活交通ネットワーク計画を承認。 ・平成 26 年 10 月、協議会において実証運行期間（平成 25 年 10 月から 1 年間）の検証を実施し、本格運行に移行。 ・平成 27 年 5 月、協議会において生活交通確保維持改善計画を承認。 ・平成 28 年 6 月、協議会において生活交通確保維持改善計画を承認。 ・平成 29 年 5 月、協議会において生活交通確保維持改善計画を承認。 ・平成 30 年 5 月、協議会において生活交通確保維持改善計画を承認。 ・令和元年 5 月、協議会において生活交通確保維持改善計画を承認。 ・令和 2 年 5 月、協議会において生活交通確保維持改善計画を承認。 ・令和 3 年 6 月 25 日、協議会（書面開催）において生活交通確保維持改善計画を承認。 ・令和 4 年 2 月 25 日、協議会（書面開催）において生活交通確保維持改善計画を変更。（平成 24 年 3 月から令和 4 年 2 月までに、協議会を計 28 回開催。）

21. 利用者等の意見の反映状況

- (1) 市民意識調査／平成 24 年 9 月実施
 - ・ 目的に応じた利用需要（潜在需要を含む）、意向などを統計的に集計
 - (2) インタビュー調査／平成 24 年 9 月 5・6 日に実施
 - ・ 駅改札前、バス停で市の交通に係る意見を聴取
 - (3) 本庄市総合交通計画案のパブリックコメント／平成 25 年 1 月 21 日～2 月 20 日実施
 - ・ 提出された意見：6 件（1 人）
 - (4) 本庄市総合交通計画案の市民説明会／平成 25 年 2 月 9 日実施
 - ・ 2 会場（児玉公民館、中央公民館）で実施
 - ・ 児玉公民館：参加 41 人、中央公民館：参加 56 人
- ⇒(1)～(4) 本庄市総合交通計画の策定に反映。
- (5) アンケート調査の実施／平成 26 年 7 月～8 月に実施
- ①市民アンケート：郵送により実施
 - ②利用者アンケート：インタビュー形式により実施
- ⇒実証運行期間(平成 25 年 10 月から 1 年間)の検証を行い、改善の取組みに反映。
- (6) シャトル便 利用者アンケート調査/平成 28 年 3 月実施
 - (7) デマンド交通 利用者アンケート調査/平成 28 年 11 月実施
 - (8) シャトル便 利用者アンケート調査/平成 29 年 3 月実施
 - (9) シャトル便・デマンド交通 利用者アンケート調査/平成 30 年 4 月実施
 - (10) シャトル便・デマンド交通 利用者アンケート調査/平成 30 年 11 月実施
 - (11) シャトル便・デマンド交通 利用者アンケート調査/令和元年 11 月実施
 - (12) シャトル便・デマンド交通 利用者アンケート調査/令和 2 年 11 月実施
 - (13) シャトル便・デマンド交通 利用者アンケート調査/令和 3 年 12 月実施
- ⇒今後の運行に反映。

22. 協議会メンバーの構成員

構成員	構成員名称
本庄市長又はその指名する者	本庄市副市長
一般乗合旅客自動車運送事業者及びその組織する団体の代表者	朝日自動車(株)、十王自動車(株)、(一社)埼玉県バス協会
一般貸切旅客自動車運送事業者	本庄観光(株)、武蔵観光(株)
一般乗用旅客自動車運送事業者が組織する団体の代表者	本庄地区タクシー協議会、(一社)埼玉県乗用自動車協会
一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者	朝日自動車労働組合
住民又は利用者の代表	本庄市自治会連合会、本庄市老人クラブ連合会、本庄商工会議所、児玉商工会、本庄市身体障害者福祉会
本庄警察署長又はその指名する者	本庄警察署交通課
児玉警察署長又はその指名する者	児玉警察署交通課
国又は県の交通政策行政の経験及び知識を有する者	埼玉県企画財政部交通政策課
国土交通省関東運輸局埼玉運輸支局長又はその指名する者	関東運輸局埼玉運輸支局
国又は県の都市計画行政の経験及び知識を有する者	関東地方整備局建政部
道路管理者	関東地方整備局大宮国道事務所、埼玉県本庄県土整備事務所道路部
学識経験を有する者その他協議会が必要と認める者	早稲田大学名誉教授、本庄市議会議員
事務局	本庄市都市整備部都市計画課

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運行予定者（地域内ファイダーシステム）

令和5年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 回数	計画 運行 日数	利便 増進 特別 措置	地域内ファイダーシステムの基準適合 (別表7及び別表9)		
			起点	経由地	終点					運行態様の 別	基準ハで 該当する 要件	補助対象地域間幹線系統 等と接続の確保
本庄市	本庄観光(株)	(1) 本庄シャトル便	本庄 駅南 口	新田原	本庄 早稲田 駅北口	往3.0km 復3.0km	4927.5回	385日		①	*補助対象地域間幹線系統神泉線及び児玉線に 接続 停留所 本庄駅南口 *JR高崎線二接統 *JR上越新幹線二接統 停留所 本庄早稲田駅北口	③
	朝日自動車(株)	(2) 本庄北地域デマンド		本庄 北地 域		往 復 km	4891回	293日		①	*補助対象地域間幹線系統神泉線及び児玉線に 接続 *JR高崎線二接統 停留所 本庄駅南口「松澤医院」 停留所 本庄駅北口西「本庄駅南口」	③
	朝日自動車(株)	(3) 本庄南地域デマンド		本庄 南地 域		往 復 km	4688回	293日		①	*補助対象地域間幹線系統神泉線二接統 *補助対象地域間幹線系統神泉線二接統 *補助対象地域間幹線系統神泉線及び児玉線に 接続 *JR高崎線二接統 停留所 本庄駅南口「松澤医院」 停留所 本庄駅北口西「本庄駅南口」 停留所 本庄早稲田駅北口	③
	朝日自動車(株)	(4) 児玉市街地デマンド		児玉 市街 地		往 復 km	2594回	293日		①	*補助対象地域間幹線系統神泉線二接統 *補助対象地域間幹線系統神泉線二接統 *補助対象地域間幹線系統神泉線及び児玉線に 接続 *JR八高線二接統 停留所 本庄早稲田駅北口	③
	朝日自動車(株)	(5) 児玉山間地域デマンド		児玉 山間 地域		往 復 km	1266回	293日		①	*補助対象地域間幹線系統神泉線二接統 *補助対象地域間幹線系統神泉線二接統 *補助対象地域間幹線系統神泉線及び児玉線に 接続 *JR八高線二接統 停留所 本庄早稲田駅北口	③

(注) 神泉線…本庄駅南口→神泉総合支所線
児玉線…本庄駅南口(宮本町車庫)→児玉折返
七車→赤城北条千代→上野線

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特別措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内ファイダーシステムに係る特別措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内ファイダーシステムが接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークなどのように接続を確保するかにについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」利便増進特別措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

デマンド交通営業区域 … 本庄市域

デマンド交通運用地域

本庄北地域	地域①、区域b及び区域bに近接する公共施設(「保健センター」、「市民文化会館」)に設置する乗降ポイント間を運行する。
本庄南地域	地域②、区域a及び区域aに近接する公共施設(「本庄市役所」、「湯かっこ」)に設置する乗降ポイント間を運行する。
児玉市街地	地域③並びに地域③に近接する「間瀬湖」及び商業施設「ビッグマーケット」に設置する乗降ポイント間を運行する。 ただし、1日1往復に限り、「児玉総合支所」、「湯かっこ」に設置する乗降ポイント間を運行する。
児玉山間地域	県道秩父児玉線の「いろは橋折返し場」に設置する乗降ポイントを起点、「児玉総合支所」に設置する乗降ポイントを終点として同県道を往復することを基本とし、地域④に設置する乗降ポイントと同県道沿いに設置する乗降ポイント、区域cに設置する乗降ポイント及び区域cに近接する公共施設(「セルディ」、「エコーピア」、「秋平小学校」)、商業施設、医療施設に設置する乗降ポイント間を運行する。

地域① … JR高崎線以北の地域

地域② … JR高崎線以南の本庄地域

地域③ … 児玉地域のうち児玉町元田、稲沢、河内、太駄下、太駄中、太駄上を除く地域

地域④ … 児玉町元田、稲沢、河内、太駄下、太駄中、太駄上

区域a … 南をJR高崎線、北を県道勅使河原本庄線(旧中山道)、西を蛭子塚通り線、東を国道17号と県道藤岡本庄線(南大通り線)で囲まれる地域

区域b … 北をJR高崎線、南を二本松通り線、西を蛭子塚通り線、東を県道藤岡本庄線(南大通り線)で囲まれる地域

区域c … 国道254号以南の児玉町児玉、八幡山、吉田林

表1 添付図面

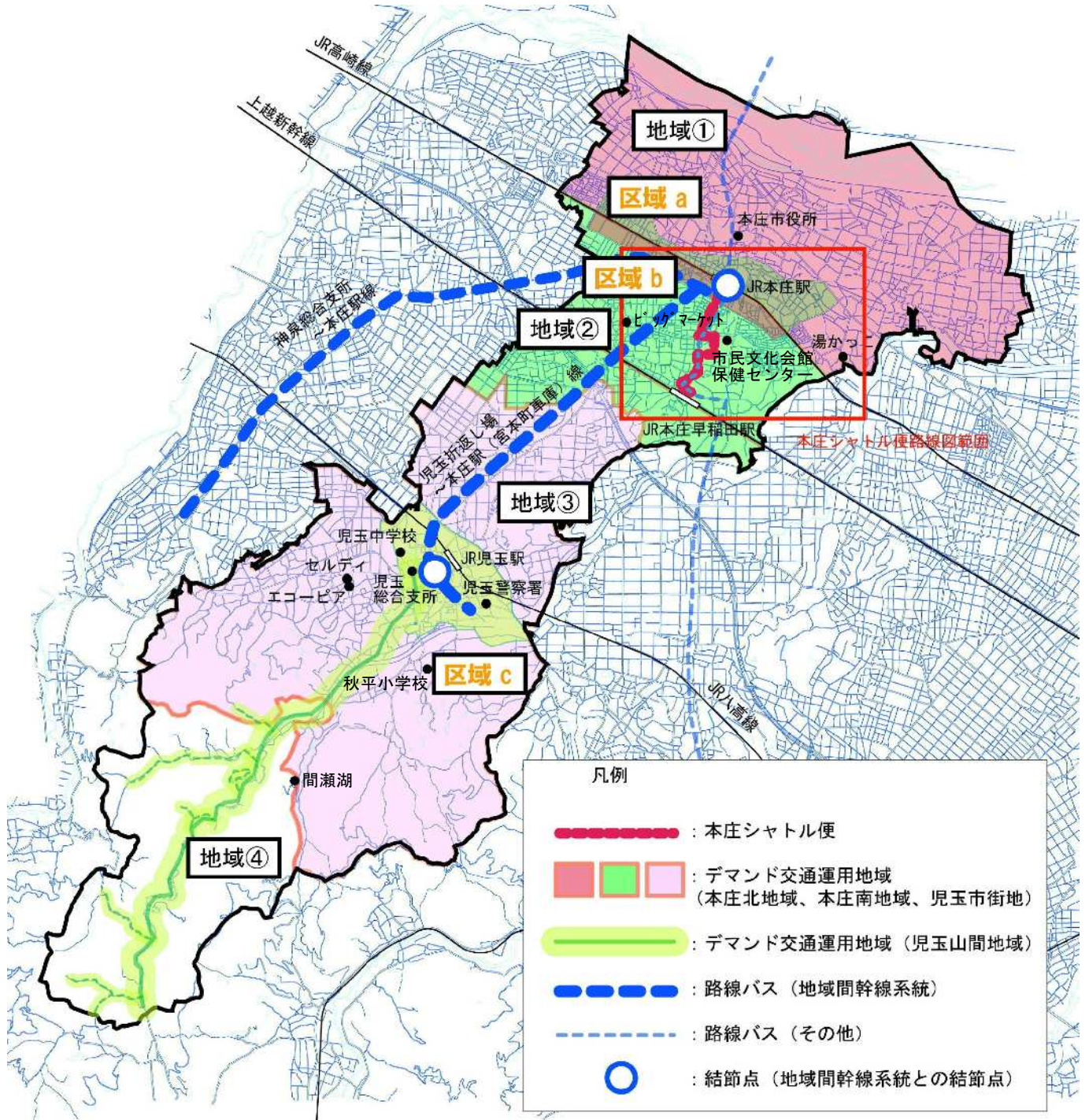


表 1 添付資料（運行ダイヤ）

デマンド交通

◎はにほん号（本庄北・本庄南・児玉市街地）
 月～土曜日
 （日曜・休日・12/29～1/3は運休）
 8:00～17:00
 ※最終降車時刻は17:00

◎もといずみ号（児玉山間）
 月～土曜日
 （日曜・休日・12/29～1/3は運休）
 8:00～17:00
 ※通学用として児玉中学校の開校日に合わせて7:40（いろは橋折返し場発）、18:10（児玉中学校発）も運行。
 ※通学用として児玉中学校の開校日に合わせて7:40（いろは橋折返し場発）、18:10（児玉中学校発）も運行。
 席に余裕がある場合、予約のうえ一般客も乗車可。一般客の予約がない場合には、通学区間のみ運行。ただし、
 18:10（児玉中学校発）については、一般客の予約がなく、かつ、当該便を利用する生徒がいけないことが明らか
 な場合には、運行しない。

本庄シャトル便
 平日、土曜・休日とも同じダイヤ
 年中無休

停留所名	本庄早稲田駅北口 → → → 本庄早稲田駅北口													
	9:00	9:32	10:07	10:57	11:37	12:17	13:47	14:22	14:57	15:47	16:22	17:02	18:02	18:47
本庄駅南口														
駅南交番前	9:02	9:34	10:09	10:59	11:39	12:19	13:49	14:24	14:59	15:49	16:24	17:04	18:04	18:49
南本町	9:03	9:35	10:10	11:00	11:40	12:20	13:50	14:25	15:00	15:50	16:25	17:05	18:05	18:50
けや木	9:05	9:37	10:12	11:02	11:42	12:22	13:52	14:27	15:02	15:52	16:27	17:07	18:07	18:52
新田原	9:06	9:38	10:13	11:03	11:43	12:23	13:53	14:28	15:03	15:53	16:28	17:08	18:08	18:53
法務局南	9:07	9:39	10:14	11:04	11:44	12:24	13:54	14:29	15:04	15:54	16:29	17:09	18:09	18:54
久下塚	9:09	9:41	10:16	11:06	11:46	12:26	13:56	14:31	15:06	15:56	16:31	17:11	18:11	18:56
本庄早稲田駅北口	9:13	9:45	10:20	11:10	11:50	12:30	14:00	14:35	15:10	16:00	16:35	17:15	18:15	19:00

停留所名	本庄早稲田駅北口 → → → 本庄駅南口												
	9:15	9:50	10:40	11:20	12:00	13:30	14:05	14:40	15:30	16:05	16:45	17:45	18:30
本庄早稲田駅北口													
久下塚	9:17	9:52	10:42	11:22	12:02	13:32	14:07	14:42	15:32	16:07	16:47	17:47	18:32
法務局南	9:19	9:54	10:44	11:24	12:04	13:34	14:09	14:44	15:34	16:09	16:49	17:49	18:34
新田原	9:20	9:55	10:45	11:25	12:05	13:35	14:10	14:45	15:35	16:10	16:50	17:50	18:35
けや木	9:21	9:56	10:46	11:26	12:06	13:36	14:11	14:46	15:36	16:11	16:51	17:51	18:36
南本町	9:23	9:58	10:48	11:28	12:08	13:38	14:13	14:48	15:38	16:13	16:53	17:53	18:38
駅南交番前	9:24	9:59	10:49	11:29	12:09	13:39	14:14	14:49	15:39	16:14	16:54	17:54	18:39
本庄駅南口	9:28	10:03	10:53	11:33	12:13	13:43	14:18	14:53	15:43	16:18	16:58	17:58	18:43

表 1 添付図面

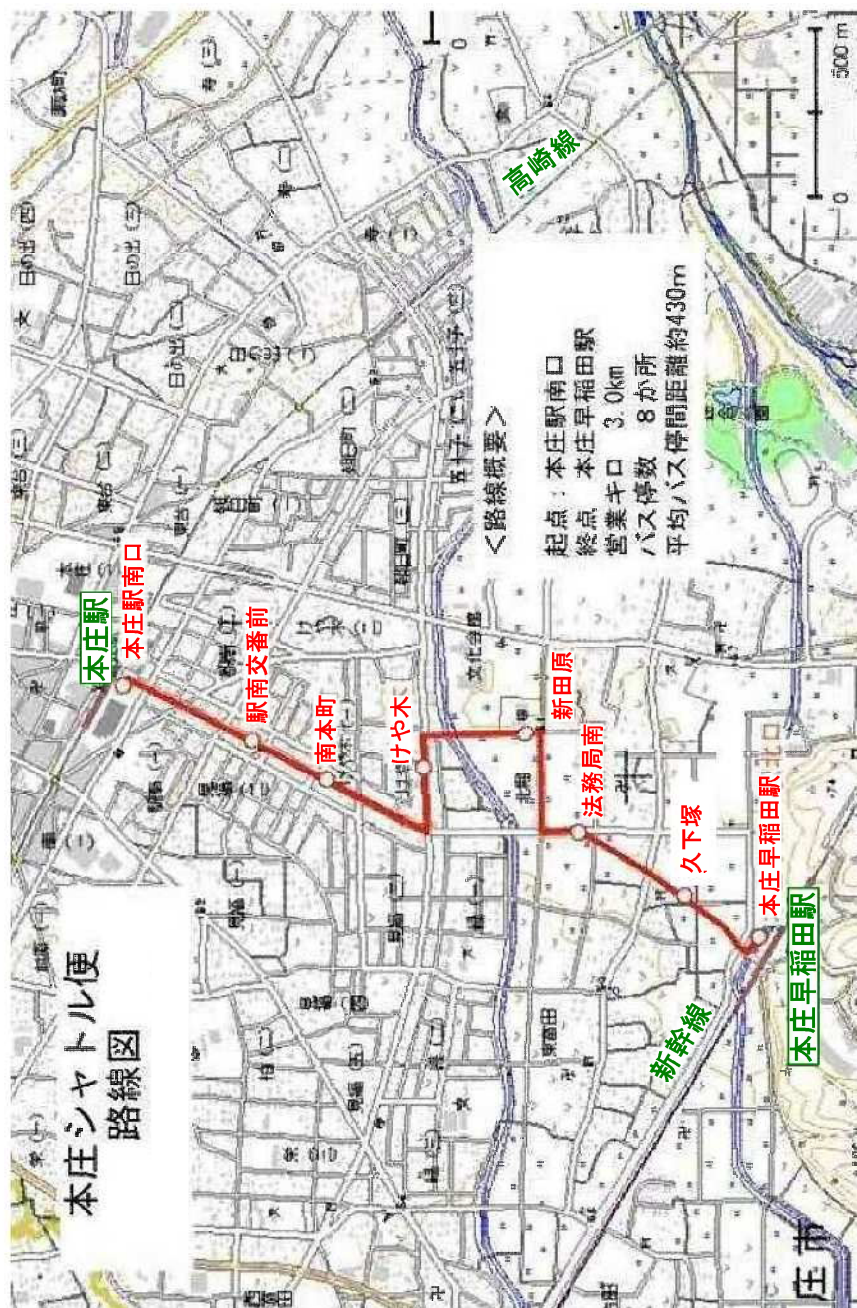


表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	本庄市
-------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	35,289
交通不便地域等	642

交通不便地域等の内訳

人口	対象地区	根拠法
642	本泉地区	山村振興法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び
特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度

(1)記載要領

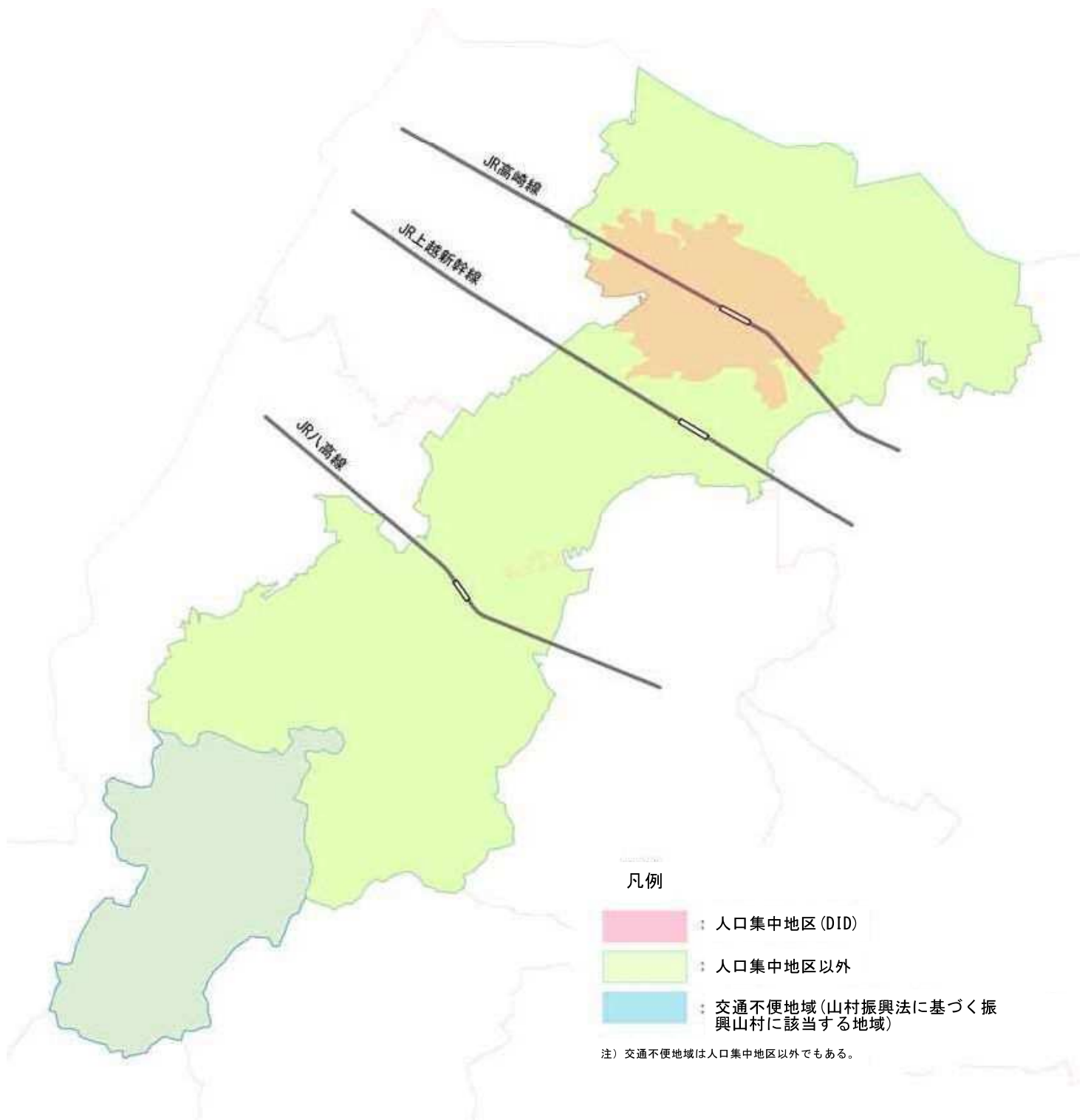
1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)①))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、利便増進特例又は運送継続特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)

表5 添付図面

人口集中地区、人口集中地区以外、交通不便地域の状況



はにぼんシャトルの運行見直しについて（改正時刻表案）

【改正のポイント】

- ①13.5往復は継続する
 ②新幹線からの接続を第一優先とする
 ※新幹線到着時刻は、発車時刻の1分前と想定して作成

【本庄早稲田駅】

新幹線到着時刻	シャトル 本庄早稲田駅発 【現行】	シャトル 本庄早稲田駅発 【改正案】
8:50		
8:51	9:15	9:15
9:24		
9:38	9:50	9:50
10:11		
10:30	10:30	10:40
11:11	11:10	11:20
11:50	11:50	12:00
12:11		
12:50	13:20	13:30
13:23		
13:50	14:00	14:05
14:23	14:40	14:40
14:50		
15:23	15:30	15:30
15:50	16:10	16:05
16:23		
16:38	16:50	16:45
16:39		
17:23		
17:38	17:50	17:45
17:51		
17:59	18:30	18:30
18:12		

【本庄駅】

シャトル 本庄駅発【現行】	シャトル 本庄駅発【変更案】
9:00	9:00
9:32	9:32
10:07	10:07
10:47	10:57
11:27	11:37
12:07	12:17
13:37	13:47
14:17	14:22
14:57	14:57
15:47	15:47
16:27	16:22
17:07	17:02
18:07	18:02
18:47	18:47

【凡例】

接続問題箇所
 赤字 時刻変更箇所

- 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（令和2年11月改正）に基づき、地方公共団体が作成する「地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿」を明らかにする地域公共交通のマスタープラン。
- 地方公共団体は、地域公共交通計画を作成するよう努めなければならない。

計画のポイント

- ◆ まちづくり・観光振興等の地域戦略との一体性の確保
 - ・コンパクトシティ等のまちづくり施策との一体的推進
 - ・観光客の移動手段の確保等、観光振興施策との連携
- ◆ 地域全体を見渡した地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保
 - ・公共交通をネットワークとして捉え、幹線・支線の役割分担の明確化
 - ・ダイヤや運賃等のサービス面の改善による利用者の利便性向上
- ◆ 地域特性に応じた多様な交通サービスの組合せ
 - ・従来の公共交通サービスに加え、地域の多様な輸送資源（自家用有償旅客運送、福祉輸送、スクールバス等）を最大限活用
 - ・MaaSの導入等、新たな技術を活用した利用者の利便性向上
- ◆ 住民の協力を含む関係者の連携
 - ・法定協議会を設置し、住民や交通事業者等の地域の関係者と協議
 - ⇒ 地域の移動ニーズに合わせて、地域が自らデザインする交通へ

+

- ◆ 利用者数、収支、行政負担額などの定量的な目標の設定と毎年度の評価・分析等の努力義務化 ⇒ データに基づきPDCAを強化

地域旅客運送サービス

公共交通機関



鉄軌道



路線バス



旅客船



コミュニティバス



デマンド交通



乗用タクシー

+



自家用有償旅客運送



福祉輸送、スクールバス、病院・商業施設等の送迎サービスなど

見直し後の補助金執行について

	現行		法定計画の有無	経過措置期間 (～令和6年事業年度)		経過措置期間終了後 (令和7年事業年度～)	
	補助計画	交付先		補助計画	交付先	補助計画	交付先
幹線	生活交通確保維持改善計画 (県単位)	乗合バス事業者	県法定計画なし 市町村法定計画あり	県法定計画 又は 県生活交通確保維持改善計画	県法定協議会 又は 乗合事業者	県法定計画	県法定協議会 又は 乗合事業者
				県生活交通確保維持改善計画 又は 市町村法定計画	市町村法定協議会 又は 乗合事業者	市町村法定計画	市町村法定協議会 又は 乗合事業者
フイ ー ダー	生活交通確保維持改善計画 (市町村単位)	乗合事業者、 自家用有償旅客運送者 又は 活性化法定協議会	市町村法定計画あり 市町村法定計画なし	市町村法定計画 又は 生活交通確保維持改善計画	市町村法定協議会 又は 乗合事業者等	市町村法定計画	市町村法定協議会
				県生活交通確保維持改善計画	乗合事業者	補助対象外	補助対象外